

保護者のみなさまへ

貝塚市立北小学校

校長 橋本 正史

## 警報発令にともなう措置について

◇貝塚市に午前7時現在、

- ①暴風警報
- ②大雨警報（浸水害・土砂災害）
- ③大雨警報（浸水害）
- ④特別警報

の警報が発令されている時  
学校はお休みです。

※午前7時より後に解除されても学校はお休みです。

★大雨警報（土砂災害のみ）の場合は、通常通りの授業です。

- ◎ 特別警報については、どんなものであっても臨時措置をとります。
- ◎ 気象庁のホームページ等でも**情報が確認**できます。
- ◎ なお、午前7時に警報が発令されている場合、午前7時過ぎに、本校「ホームページ」に掲載するとともに、「はなまる連絡帳」でもお知らせさせていただきます。（電話でのお問い合わせは、電話が殺到し学校として対応できかねますのでご遠慮ください。）

### 登校後に警報が発令された場合

◇午前7時から始業時刻（午前8時30分）までに上記の警報が出た場合

学校はお休みになります。お家を出る前でしたら登校させないようにしてください。

- 【時間帯が早く、登校している児童が少ないとき】すでに登校した児童については、ご家庭との連絡の上で下校することになりますので、必ず連絡がとれるようにしておいてください。
- 【始業時刻に近く、多くの児童がすでに登校しているとき】天候等の状況によって判断しますが、原則、「緊急時の児童の帰宅先」に沿って集団下校または学校待機をします。（天候の状況によっては、安全に下校できるまで、通常授業を行い、学校で待機することもあります。）

◇始業時刻（午前8時30分）より後に上記の警報が出た場合

天候の状況によって判断します。

- 【すぐに下校させる場合】 「緊急時の児童の帰宅先」に沿って集団下校または学校待機をします。学校待機の児童はお迎えをお願いします。必ず連絡がとれるようにしておいてください。
- 【校内で待機した方が安全と判断した場合】 天候や通学路の安全が確認でき安全な下校ができるまで、通常授業を行うこともあります。

※ なかよしホーム入級児童も発令された時間によりますが、原則同様です。

※ 警報以外でも不審者がいる場合など児童に危険が予想される場合、校区の状況に応じて臨時措置をとる場合があります。

※ 警報が発令された場合、学校が避難所になる場合があります。

★この文書はご家庭で **掲示・保管**をお願いします。